

「はくはなはだ痛しとす」といふ。法師また曰はく「斯下賤き王、千遍痛み病め。万遍痛み病め」といふ。時に王の眷屬天皇に奏さく「諦鏡法師宇遲を咀ふ。捉へしめてまさに殺さむとす」とまうす。天皇状を知りてなほ忍びて可さず。王三日を経て墨の如くにして卒ぬ。眷屬また奏さく「殺す報は、殺して報ゆ。宇遲既に死ぬ。諦鏡を受けて怨を報いむ」とまうす。天皇勅して詔はく「朕れまた法師にして諦鏡もまた僧なり。法師云何にしてか法師を殺さむ。宇遲の災を招くことは諦鏡の咎にあらざ」とのたまふ。天皇も鬢髪を剃除り戒を受けて道を行ひたまふ。故に法師に儼比ひて諦鏡を殺さず。狂へる王宇遲邪見太甚しくして護法罰を加ふ。護法無きにあらず。何ぞ恐りざらむ。

観音の木の像神しき力を示す縁 第三十六

聖武太上天皇の世に、奈良京の下毛野寺の金堂の東の脇士の観音の頸故無くして断れ落つ。檀主見て、明日に継ぎ奉らむとして、一日一夜を経て、朝に其の頸を見れば、自然づから故の如く継ぐ。しかのみならず光を放つ。誠に知る、理智の法身は常住無きにあらず、信はぬ衆生に知らしめむが為に示す所なりと。

りと。

観音の木の像火の難に焼けず威く神き力を示す縁 第三十七

聖武天皇の世に、泉国泉郡の部に、珍努上山寺に正観自在菩薩の木像を居きて敬ひ供る。時に火を失し、其の仏の殿を焼く。彼の菩薩の木像は、焼かるる殿より二丈ばかり出でて、伏して損はるること無し。誠に知る、三宝の色にあらず心にあらざることを。目に見ずといふとも威力無きにあらず。此れ不思議の第一なり。

慳貪に因りて大蛇と成る縁 第三十八

聖武天皇の御世に、諾楽京の馬庭山寺に、一の僧常に住む。其の僧命終る時に臨みて、弟子に告げて言はく「我れ死なむ後、三年に至るまで室の戸を開くことなかれ」といふ。然うして死にて後、七々日を経、大なる毒蛇在りて其

本説話での諦鏡の行動を令の規定にかなつたものとみる松浦貞俊の説の当否は、不明である。諦鏡に非があるとした方が説話展開が無理がない。下文によれば本説話は聖武天皇の出家後として時代設定されている。聖武天皇の出家は天平二十一年(西暦750年)。宇遲王は天平十年(西暦739年)中務大輔、これは正五位上相当の官であるが、天平二十一年当時の宇遲王の位は不明である。三、笈のような物か。四、仏法を守護する神々。「護法善神」「護法神」ともいう。五、諦鏡。

一、中巻十一縁。二、墨のように黒く変じて。焼死のようなありさまである。後代の道成寺縁起に「鏡を取除て見れば、僧は骸骨計残て墨のことし」とみえ、絵がある。

三、扶桑略記・天平二十一年一月十四日条に「於平城中島宮、請大僧正行基、為其戒師、太上天皇受菩薩戒、名勝満ことみえる。四、特にそのみに心を寄せる。ひいきする。五、原文「護法非無」。

第三十六縁 今昔物語集・十六ノ十一に書承。六、原文「聖武太上天皇世」。「聖武天皇世」に同じ。聖武天皇退位後の時期を意味しない。七、中巻三十五縁。八、本尊の仏の両側に侍立する菩薩。東の脇士が観音菩薩であることより推測すれば、西の脇士は勢至菩薩、中尊は阿彌陀如来で、南向きに安置されていた。金堂は南面して建てられていたであろう。九、頭部で切断された状態で頭部が離れ落ちた。切断面が頭部に存するので「頸」を中心に叙述される。「頸」は首すじの意であって、直接には頭部を意味しない。一、中巻三縁、十六縁、二十二縁、下巻二十八縁。二、檀越に同じ。施主。

二、理法身と智法身。仏身の抽象的なありかた。三、原文「常住非無」。

第三十七縁 今昔物語集・十六ノ十二に書承。一、中巻十三縁。二、聖観自在菩薩。聖観音。三、隋代に蔣州の興皇寺の仏殿が火災に遭つた時に、仏殿の文六の銅像が自ら移動して落下する棟を避けたことが、広弘明集・十五にみえる。四、原文「非色非心」。諸書にみえる表現。中観論疏・九末に「若謂仏常一則不能知見、以常非色非心、非心故不能知、非色故眼不能見」とあるように解するならば、下文の「雖不見目」への接続が理解しやすい。

第三十八縁 今昔物語集・二十ノ二十四に書承。一、物惜しみし、むさぼること。諸経要集・十惡部・瞋恚縁に引用され、三宝給・序に言及されて有名な説話に、慳貪であったために死後に毒蛇となつて自分の財を守つた賢面長者の説話(撰集百縁経・二)がある。二、奈良市川上町あたりに所在した寺。三、原文「臨命終時」。仏典語。四、「三年」は、小林信彦は、儒教の「大祥」の習慣を踏まえたものとする。三回忌の仏事の初見は一八六六年の平重衡のものとしてされる。主室諦成が、藤原冬嗣の大祥齋が性靈集・六にみえる(小林信彦の指摘がある)ので、本説話のころにすでに三回忌の仏事(大祥)がおこなわれていた可能性がある。本説話にみえる三年は、それに拠るのであろうか。また、三年と「七七日」とともに記すのは、十五信仰にもとづくか。三、中巻中有の期間を四十九日とする伝承(たとへば瑜伽師地論・二)に拠る。続紀・天平七年

の室の戸に伏す。弟子因を知り、教化へて室の戸を開き、錢三十貫隠蔵せるを見る。其の錢を取りて、以ちて経を誦むことをし、善を修ひ福を贈る。誠に知る、錢を貪りて隠すに因り、大蛇の身を得て返りて其の錢を護ることを。須弥の頂を見るときも、欲の山の頂を見ることが得ずといふは、其れ斯れを謂ふなり。

葉師仏の木の像水に流されて沙に埋れ靈しき表を示す

縁 第三十九

駿河国と遠江国との堺に河有り。名けて大井河と曰ふ。其の河上に鶴田里有り。是れ遠江国榛原郡の部内なり。奈良宮に天下治めたまひし大炊天皇の御世の天平宝字二年戊戌の春三月に、彼の鶴田里の河辺の沙の中に音有りて曰はく「我れを取れ。我れを取れ」といふ。時に有る僧国を経て彼を行過ぐ。當時「我れを取れ」と曰ふ音なほ止まず、僧を呼び求む。邂逅に沙の底に有る音を聞くこと得て、埋れたる死人の蘇還るなりと思ひて、掘りて見れば、葉師仏の木の像有り。高六尺五寸、左右の耳缺けたり。敬ひ礼み哭きて言さく「我

が大師や、何の過失有せばか是の水の難に遇ひたまふ。縁有りて偶に値ひたてまつる。願はくは我れ修理ひたてまつらむ」とまうして、知識を引率て仏師を勧請へ、仏の耳を造らしめ、鶴田里に堂を造りて尊き像を居き、之れを以ちて供養す。今号けて鶴田堂と曰ふ。是の仏の像験有り。光を放ち、願ふ所を能く与へたまふ。故に道俗帰敬ふ。伝へ聞く、優壇の檀の像起ちて礼み敬ふことを致し、丁蘭の木の母動きて生ける形を示すといふは、其れ斯れを謂ふなり。

悪しき事を好む者現に利き鏡に誅られて悪しき死の報を得る縁 第四十

楠 朝臣諾楽麻呂は、葛木王の子なり。強ひて非望を窺ひ、心に国を傾けむことを繋げ、逆ふる党を招集めて其の便を当頭く。僧の形を画作り、之れを以ちて的を立て、僧の黒眼を射る術を効ぶ。諸の悪しき事を好むこと斯の甚しきに過ぎたるは無し。諾楽麻呂の奴諾楽山にして鷹鳥獵をして、其の山に狐の子多有るを見る。奴狐の子を捉りて木を用ちて串に刺し、其の穴の戸に立つ。

(皇紀十月五日条には「七日齋」がみえる。ひとつの生の終りから次の生の始まりまでの中間のありかた、を中陰(中有)という。三すてに成長をとげた「天壽蛇」が出現している。小林信彦は、僧は生まれ変わったのではなく僧の「たま」が大蛇にとり憑いた、と推測している。今昔十四ノ三に、女が死んでただちに「五尋許ノ毒蛇」となった説話がみえる。

一 蛇に説諭して。  
二 より高い地位の存在への転生を暗示して蛇の死が記されたほうがわかりやすいが、本説話はそのような展開をみせない。  
三 もとの室にもどつて来て。  
四 須弥山。世界の中心に位置する高山。

第三十九縁 あやしき表(一)の説話。今昔物語集・十二ノ十二に書承。

五 静岡県島田市大字野田。六 淳仁天皇。七 七五八年。淳仁天皇はこの年の八月に即位。春三月は孝謙天皇の世。  
八 その時に。九 偶然に。  
一〇 類似の表現が中巻十七縁、二十二縁にみえる。二 標題には「流水」とあった。

三 随上巻三十五縁。  
四 求高鏡。得富鏡。求官位。得富位。求男女。得男女。二葉師琉璃光如来本願功德経。  
五 優填王が工人に命じて梅檀を刻んで造らせた仏像は、母への説法を終えて切利天より帰る釈迦を、起ちて迎えた(大唐西域記五)。「檀」を「まゆみ」と訓むのは誤りであるとする説(小野蘭山)があるが、植物名としては他に訓は知られていない。一五 上巻十七縁。

第四十縁 悪業についての現報説話。楠奈良麻呂の変を因果の理によつて説明しようとする。僧形を描いて的とした悪業に対しての悪報とさき。

天「ときさき」は、鋭利な武器の先端。軍勢の比喩的表現。「利鏡(本説話)」「話録(上巻五縁)」「鏡(書紀・欽明天皇二十三年古訓)」「鏡(名義抄)」などの表記がある。

二 楠奈良麻呂。父は橘諸兄、母は藤原不比等の娘。七五七年に三十七歳で歿か。続紀・天平宝字元年条に、奈良麻呂の変に關しての詳細な記事がある。一八 葛城王。橘諸兄。

三 小野東人の自白によれば、天平宝字元年六月に、安宿王、黄文王、大伴古麻呂、多治比禮養、多治比礼麻呂、大伴池主、多治比禮主、大伴兄弟人、を集めた(続紀・天平宝字元年七月四日条)。二〇 上巻二十四縁。

三 この「僧に特定の人物(聖武天皇、行基、道鏡など)を擬する説は、本説話にいうところの「悪事」の性格を不鮮明にするように思われる。僧形の者を的としたこと自体を問題としている。三 原文「諾楽麻呂之奴」。諾楽麻呂に仕える奴ではなく、諾楽麻呂本人をさす、とする中田祝夫の説があるが、しだいがたい。本説話は、僧形的とする悪事をおこなつた諾楽麻呂がついに殺されるにいたつた、という説話であり、狐と奴とを叙述した箇所は「現報甚近、不無慈悲、為無惡行、致無惡怨」を説くためのもの。三 奈良山ととも記す。上巻十二縁。天平勝宝八年(宝永)五月二日に聖武太上天皇が歿し、六月八日の詔によつて、翌年五月三十日までの殺生が禁断された。その殺生禁断の期間中の事件か。